

# ほろにかが

令和7年1月22日  
全国卸売酒販組合中央会

## 「年頭所感」

国税庁酒税課長  
三浦 隆

新年あけましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

平素から酒類業界の皆様方におかれましては、酒税行政はもとより、税務行政全般についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、政府においては、農林水産物・食品の輸出額を「2025年に2兆円、2030年に5兆円」とする目標の達成に向けて取り組んでおります。

日本産酒類の輸出についても近年増加傾向にありましたが、世界的な物価上昇や中国における消費減退の影響などにより、令和5年は前年割れとなっているところ です。

一方で、昨年12月には、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことは、酒類業を所管する国税庁にあって大変喜ばしいことと考えております。

今回の登録は、日本の「伝統的酒造り」に関わる歴史や文化の豊かさについて、国内外の多くの方に知っていただくきっかけになると考えており、この登録も追い風に、日本産酒類の輸出促進や国内外での新市場開拓に向けた施策についても一層強化し、力強く推進してまいります。

具体的には、「伝統的酒造り」に関し、国内外でシンポジウムを開催するほか、本年開催される大阪・関西万博の機会などを捉え、様々な周知広報を行う予定です。このほか、酒類事業者の皆様による海外展開や新市場開拓に向けた意欲ある取組に対する補助金による支援や、日本産酒類に関する認知度向上・販路拡大、高付加価値化に向けた各種施策を実施する予定としております。

いわゆる物流の2024年問題に対しましては、改正物流法が昨年4月に成立し、5月15日に公布されましたが、本改正によって、本年以降順次、荷主や物流事業者等に対して各種の措置が施行されて参ります。

卸売業界におかれましては、これらの課題解決に向けて様々な対応を行っていただいているものと承知しており、物流問題への対応はサプライチェーンにおける各事業者個社の改善ではなく、全体での最適化によって効率化を図ることが重要だと認識しております。

今後、政府全体の議論も注視しつつ、引き続き、実態把握と業界全体のご意見を踏まえた上で、慎重に対応を進めて行きたいと考えております。

また、近年は様々な商品について値上げが行なわれており、本年も酒類の価格改定が控えているものと承知しております。

こうした様々な価格変動の要因がある中、国税庁においては、酒類の公正な取引環境を整備するため、昨年7月以降、酒類業者に対し、「酒類の公正な取引に関する基準」の周知・啓発のほか、自社の価格設定等を自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を開始したところです。

今後は広告などの情報のほか、照会文書の取組を踏まえ、問題があると考えられる者に対して優先的に深度ある取引状況等実態調査を行い、基準に則していない取引が認められた場合には、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、適切かつ厳正に対処していくこととしております。

酒類の公正な取引環境を実現するためには、酒類事業者の皆様様の自主的な取組が大変重要となります。引き続き、公正取引の確保に向けた取組を推進していただくようお願いいたします。

そのほか、アルコール飲料を取り巻く環境に目を向けてみると、WHOにおいては、アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略（2010年）が掲げられているほか、我が国においては、令和3年3月に、「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定され、同計画に掲げられた施策に取り組んでいるところであり、今後、第3期計画についての議論も進んで参ります。

国税庁としては、これらの動きを注視するとともに、酒類業界と一体となつて、20歳未満の飲酒防止や、アルコール健康障害の発生防止等の取組を推進するなど、酒類に関する社会的要請に積極的に対応してまいります。

結びに、新年が皆様方にとって、ご多幸とご繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。